DAIDO STEEL GROUP
Beyond the Special

第94期

# 定時株主総会
# 招集ご通知

**日時**
平成30年6月27日（水曜日）
午前10時（受付開始午前９時）

**場所**
名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所２階ホール

**議案**
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　役員賞与の支給の件
第５号議案　当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

**目次**


- 第94期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 事業報告 …… 3
- 連結計算書類 …… 33
- 計算書類 …… 36
- 監査報告書 …… 39
- 株主総会参考書類 …… 43


大同特殊鋼
証券コード　5471

証券コード5471
平成30年６月５日

株　主　各　位

名古屋市東区東桜一丁目１番10号
大同特殊鋼株式会社
代表取締役社長　石　黒　　武

# 第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日、本総会にご出席願えない場合には、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記43頁～63頁の「株主総会参考書類」をご検討いただき、平成30年６月26日（火曜日）午後４時までにご行使くださいますようお願い申しあげます。
[郵送による議決権行使]
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の期限までに到着するようご返送ください。
[インターネットによる議決権行使]
　当社の指定する議決権行使サイト（https://www.web54.net）にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の期限までに賛否をご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記64頁～65頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月27日（水曜日）午前10時（受付開始時刻：午前９時）
２．場　　所　　名古屋市中区栄二丁目10番19号
　　名古屋商工会議所２階ホール
３．目的事項
　報告事項　1.　第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2.　第94期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役10名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　役員賞与の支給の件
第５号議案　当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

４．その他株主総会招集にあたっての決定事項

（1）本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.daido.co.jp）に掲載しておりますので本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした連結計算書類および計算書類の一部です。

（2）書面による議決権行使における各議案に賛否の記載のない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（3）議決権行使書面の郵送による方法とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。

（4）議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の３日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申しあげます。

以　上

（お知らせ）　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.daido.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（お 願 い）　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

# 事　業　報　告

自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日

## １．企業集団の現況に関する事項

### (1) 当期の事業の状況

①事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の持ち直しが緩やかに継続しており、企業活動に関しましても鉱工業生産が改善するなど、緩やかに景気が回復しました。海外経済につきましては、米国は、個人消費や設備投資が増加し、着実な景気回復となりました。欧州は、堅調な雇用環境を背景に、緩やかに景気が回復しました。中国は、輸出が増加し景気の持ち直しの動きが続きました。

このような経済環境の中、主要需要先である日系自動車産業に関しましては、国内販売の回復に加え、中国での販売増加もあり、好調が継続しました。また、産業機械・建設機械用途の受注は中国向けの需要が旺盛で増加いたしました。半導体関連の設備投資も引き続き活況で、関連需要は好調を維持しました。原材料面では、鉄スクラップ価格は中国での鉄鋼製品価格の上昇等の影響を受け、前期比で上昇しました。

これらの結果、当期における売上高は、売上数量の増加等から、前期比600億96百万円増収（13.5％増加）の5,052億19百万円となりました。経常利益につきましては、売上数量増加および内容改善等により前期比97億57百万円増益（37.0％増加）の361億30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比75億34百万円増益（46.0％増加）の239億20百万円となりました。

セグメント業績は、以下のとおりです。

**特 殊 鋼 鋼 材**

特殊鋼鋼材部門につきましては、構造用鋼は、主要需要先である自動車メーカーの販売好調に加え中国での産業機械・建設機械向けの需要好調もあり前期比で数量が増加いたしました。工具鋼は、在庫調整が終了したことから数量が増加いたしました。

これらの結果、当期における特殊鋼鋼材部門の売上高は、売上数量の増加および原材料価格の上昇にともなう販売価格の上昇から前期比14.6％増加の1,868億35百万円、営業利益は前期比６億64百万円増益の64億78百万円となりました。

**機能材料・磁性材料**

機能材料・磁性材料部門につきましては、ステンレス製品は、自動車、半導体向けが好調で、数量は前期比で増加いたしました。高合金製品は、自動車関連需要が増加したことから、前期比で数量が増加いたしました。磁石製品は、ＥＰＳ（電動パワーステアリング）用途が引き続き増加したことに加え、ハイブリッドカーの駆動用モーター向けも増加したこと等から前期比で数量が増加いたしました。粉末製品は、ハイブリッドカー向けの需要等は堅調に推移しましたが、海外自動車部品向けの需要に一部弱さが見られ、前期比で数量は横ばいとなりました。

これらの結果、当期における機能材料・磁性材料部門の売上高は、売上数量の増加および原材料価格の上昇にともなう販売価格の上昇から前期比15.0％増加の1,707億87百万円、営業利益は、売上数量増および売上内容の改善が寄与し前期比47億79百万円増益の221億95百万円となりました。

**自動車部品・産業機械部品**

自動車部品・産業機械部品部門につきましては、自由鍛造品は、航空機関連需要が堅調に推移していることに加え、半導体向けの需要も増加したことから売上高は、前期比で増加いたしました。型鍛造品・エンジンバルブ部品は、自動車販売の好調を受け、売上高は前期比で増加いたしました。精密鋳造品は、ターボ関連製品の需要拡大が継続し、売上高は前期比で増加いたしました。

これらの結果、当期における自動車部品・産業機械部品部門の売上高は、前期比9.0％増加の1,062億89百万円、営業損益は、売上数量増および売上内容の改善が寄与し前期比35億86百万円増益の30億70百万円となりました。

**エンジニアリング**

エンジニアリング部門につきましては、真空浸炭炉および部品の売上が増加したことから、当期における売上高は、前期比4.0％増加の248億64百万円、営業利益は前期比６億17百万円増益の18億35百万円となりました。

**流通・サービス**

流通・サービス部門につきましては、特殊鋼鋼材および機能材料等の売上数量が増加し、取引規模が拡大したことや新規連結の影響により、当期における売上高は、前期比35.2％増加の164億42百万円、営業利益は、前期比11億２百万円増益の26億86百万円となりました。

**セグメント別の売上高**

| セグメント区分 | 第93期 (平成29／3) | | 第94期 (平成30／3) | |
|---|---|---|---|---|
| | 金　額 (百万円) | 構 成 比(%) | 金　額 (百万円) | 構 成 比(%) |
| 特殊鋼鋼材 | 163,086 | 36.6 | 186,835 | 37.0 |
| 機能材料・磁性材料 | 148,468 | 33.4 | 170,787 | 33.8 |
| 自動車部品・産業機械部品 | 97,491 | 21.9 | 106,289 | 21.0 |
| エンジニアリング | 23,917 | 5.4 | 24,864 | 4.9 |
| 流通・サービス | 12,158 | 2.7 | 16,442 | 3.3 |
| 合　計 | 445,122 | 100.0 | 505,219 | 100.0 |

②設備投資等の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は356億５百万円であります。

なお、セグメント別の設備投資の状況、当期中に完成した主要設備および当期において継続中の主要設備の新設、拡充につきましては次のとおりであります。

ア．セグメント別の設備投資の状況

| セグメント区分 | 設備投資額（百万円） |
|---|---|
| 特殊鋼鋼材 | 8,206 |
| 機能材料・磁性材料 | 12,087 |
| 自動車部品・産業機械部品 | 14,139 |
| エンジニアリング | 253 |
| 流通・サービス | 919 |
| 全社（共通） | ― |
| 合計 | 35,605 |

イ．当期中に完成した主要設備

| | | |
|---|---|---|
| 当　社 | | |
| 星 崎 工 場 | 棒鋼加工設備合理化 | （機能材料・磁性材料部門） |
| 中津川テクノセンター | 精密鋳造新工場建設 | （自動車部品・産業機械部品部門） |
| ㈱大同キャスティングス | | |
| 中 津 川 工 場 | 精密鋳造設備の増強 | （自動車部品・産業機械部品部門） |

ウ．当期において継続中の主要設備の新設、拡充

| | | |
|---|---|---|
| 当　社 | | |
| 知 多 工 場 | 連続鋳造設備合理化 | （特殊鋼鋼材部門） |
| 知 多 工 場 | 再溶解設備新設 | （特殊鋼鋼材部門） |
| 知 多 工 場 | 小型圧延設備合理化 | （特殊鋼鋼材部門） |
| 渋 川 工 場 | 再溶解設備新設 | （自動車部品・産業機械部品部門） |
| 星 崎 工 場 | 線材加工設備合理化 | （機能材料・磁性材料部門） |
| 粉 末 工 場 | 粉末製造設備合理化 | （機能材料・磁性材料部門） |
| 日本精線㈱ | | |
| 枚 方 工 場 | ＳＣＧクリーンルーム | （機能材料・磁性材料部門） |
| ㈱ダイドー電子 | | |
| 本 社 工 場 | ＭＱ３磁石量産設備 | （機能材料・磁性材料部門） |
| フジオーゼックス㈱ | | |
| 静 岡 工 場 | エンジンバルブ生産設備 | （自動車部品・産業機械部品部門） |
| 富士気門（広東）有限公司 | | |
| 本 社 工 場 | エンジンバルブ生産設備 | （自動車部品・産業機械部品部門） |

エ．重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③資金調達の状況

当期の所要資金は、自己資金および借入金等で充当いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

**(2) 対処すべき課題**

今後のわが国をとりまく環境は、米国をはじめ先進国は雇用環境の堅調さから緩やかな成長が継続すると見込まれます。中国も不動産価格や過剰債務の問題などが顕在化するリスクはあるものの、政府の政策等により比較的安定した成長が見込まれます。こうした中、主要需要先である自動車産業も引き続き堅調に推移するなど、需要面では良好な環境が継続すると見込んでおります。一方で、原材料となる鉄スクラップや合金、製造に使用する黒鉛電極をはじめとした副資材、エネルギー価格がさらに大きく上昇しており、販売価格への転嫁を進めざるを得ない状況となっています。

良好な需要環境が継続すると見込んではおりますが、米国の保護主義的な動きや、北朝鮮や中東等の地政学リスクなど世界経済に影響を与えうる不安定要因があり、注視していく必要があります。また、為替変動にともなう需要の減少リスク、原燃料価格の変動リスク等も引き続き当社グループに影響を与えうる注視すべきリスクと認識しております。

このような経営環境の中、当社グループは、市場の変化・お客様の動向を常に注視し、その変化に即応してまいります。また、中期経営計画で目標とした海外売上高の拡大に向けた施策を着実に実施し、お客様との共創、成長領域への注力、ＱＣＤ（品質、コスト、納期対応力）競争力の強化、多様な人材能力の活用を進めてまいります。

こうした状況のもと、当社グループは、創業100周年を迎えた平成28年８月に、グループ経営理念を「素材の可能性を追求し、人と社会の未来を支え続けます」と定めました。当社グループとして、素材または素材に関する技術をもって素材が秘めている可能性をひきだし、新たな価値を創造することで、人と社会の未知のニーズに応え、その発展につながるよう貢献し続けることを目指しております。

なお平成30年度は新たな中期経営計画のスタートの年であり、その内容につきましては本年６月に策定・公表予定ですが、平成29年度までの中期経営計画の成果を踏まえ引き続き以下の重点課題に取り組んでまいります。

①お客様との共創

世の中が必要とするイノベーションを、お客様と一体となって産み出してまいります。お客様とより密接なコミュニケーションをとれる営業体制へ組織改編を行い、情報収集能力を高め、グループ内の商品群、技術力を余すところなく提供できる体制へ変革し、当社グループの商品ラインナップや素材技術とお客様の加工技術を高度に融合させてまいります。この、お客様との共創を通じて、これまでの限界を超えるためのトータルソリューションを世界に提供してまいります。

②成長領域への注力
　今後大きく成長が望まれる分野におきまして、市場の発展を支えることで世界に貢献してまいります。これまでに培ってきた幅広い特殊鋼先端技術力をさらに磨き上げ、車載分野でのターボ部材・磁石製品・センサ関連部材（高機能ステンレス、高機能粉末等）、オイル＆ガス向けの高合金製品など、世界の成長を支える新しい特殊鋼を産み続けてまいります。

③ＱＣＤ競争力の強化
　特殊鋼で世界に貢献するための土台として、世界で戦えるＱＣＤ（品質、コスト、納期対応力）競争力をさらに強化してまいります。例えば、溶解プロセスの最適化など、製造プロセスの更なる高度化を追求し、品質、コスト、納期対応力すべての点で、より競争力を高めてまいります。また、タイに型鍛造品製造拠点、メキシコにエンジンバルブ製造拠点を設置しましたが、これによりグローバルにサプライチェーンを強化し、必要とされる場所で商品を提供できる体制を整えてまいります。

④多様な人材能力の活用
　少子高齢化、人口減による労働力人口の減少が懸念され、近い将来優秀な人材の確保が難しくなることを想定し、平成26年10月に「女性の活躍推進」を最優先課題とした「ダイバーシティ（多様性）推進プロジェクト」を立上げております。
　その中で、特に女性の採用比率に目標を設定しほぼ継続して成果をあげてきております。また、女性管理職への登用も、人材を見極めながら取り組んできております。従来から鉄鋼業は「男性の職場」と思われがちであったことなどから、当社で活躍する女性従業員の姿を紹介することで当社への理解を深め、応募者増を図ってまいります。また、入社後の女性従業員が活躍できる職域を拡大するため、配属職場の理解促進や就労環境のさらなる改善を進めております。
　さらに従業員が、その能力を最大限発揮できるように、従来からの育成を念頭においたキャリアプランの検討、社内風土や意識改革のための研修の実施、多様な人材の活躍を支援するための制度改定などとあわせ、「働き方改革」への取り組みも推進してまいります。

　当社グループに与えられた使命は、より進化した製品や技術の開発を通して社会に貢献していくことと認識しております。この使命を果たすため、常に最先端の技術開発とその活用に努め、グループ一丸となって持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

　株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

### (3) 財産および損益の状況

①当社グループの財産および損益の状況の推移

| 区　　分 | 第91期（平成27/３） | 第92期（平成28/３） | 第93期（平成29/３） | 第94期（平成30/３） |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 483,633 | 460,577 | 445,122 | 505,219 |
| 経常利益（百万円） | 21,729 | 25,108 | 26,373 | 36,130 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 10,886 | 6,746 | 16,386 | 23,920 |
| １株当たり当期純利益（円） | 251.01 | 156.22 | 385.92 | 561.08 |
| 総資産（百万円） | 588,590 | 535,675 | 574,169 | 645,041 |
| 純資産（百万円） | 292,405 | 268,345 | 290,501 | 316,409 |

（注）　当社は、平成29年10月１日をもって、当社株式について10株を１株とする株式併合を行っております。第91期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

第92期　当期のわが国経済は、中国経済の成長鈍化懸念の高まり、資源価格の大幅下落、新興国経済の減速感の強まりや地政学リスクの高まりなど、今後に向けた不透明感が強く、足踏み状態が続きました。このような経済環境の中、売上数量の減少や原材料価格の下落にともなう販売単価の低下等から、売上高は第91期に比べ4.8％減少いたしました。経常利益につきましては、主原材料である鉄スクラップ価格の下落やエネルギーコストの低下等が寄与し、増益となりました。総資産は、原材料価格下落によるたな卸資産の減少や、株価下落により投資有価証券の評価差額が減少したこと等により、第91期に比べ減少いたしました。

第93期　当期のわが国経済は、個人消費が持ち直しつつあり、企業に関しましても鉱工業生産に回復の動きがみられるなど、緩やかな回復基調となりました。主要需要先である自動車産業に関しましては、北米・中国での販売好調を受け、下期には生産が増加しました。主要原材料である鉄スクラップ価格は、中国ビレット価格の影響を受け春先に急騰・急落し、その後、原料炭価格の上昇を受け秋口以降上昇しております。このような経済環境の中、原材料価格の動きに連動する販売価格の低下等から、売上高は第92期に比べ3.4％減少いたしました。経常利益につきましては、売上数量増等が寄与し、増益となりました。総資産は、営業債権やたな卸資産の増加、株価上昇により投資有価証券の評価差額が増加したこと等により第92期に比べ増加いたしました。

第94期　当期の経営成績の状況につきましては、(1)の「①事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。また、総資産は営業債権やたな卸資産の増加、精密鋳造新工場の建設、新規連結等により有形固定資産が増加したこと等により第93期に比べ増加いたしました。

②当社の財産および損益の状況の推移

| 区　　分 | 第91期（平成27/３） | 第92期（平成28/３） | 第93期（平成29/３） | 第94期（平成30/３） |
|---|---|---|---|---|
| 売上高（百万円） | 300,752 | 280,748 | 267,768 | 307,746 |
| 経常利益（百万円） | 11,922 | 15,542 | 17,898 | 21,172 |
| 当期純利益（百万円） | 4,351 | 5,605 | 15,531 | 14,942 |
| １株当たり当期純利益（円） | 100.31 | 129.77 | 365.70 | 350.38 |
| 総資産（百万円） | 398,922 | 365,379 | 400,404 | 445,384 |
| 純資産（百万円） | 170,550 | 158,536 | 178,570 | 194,592 |

（注）　当社は、平成29年10月１日をもって、当社株式について10株を１株とする株式併合を行っております。第91期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

第92期　当期の売上高は、第91期に比べ6.7％の減少となりました。
第93期　当期の売上高は、第92期に比べ4.6％の減少となりました。
第94期　当期の売上高は、第93期に比べ14.9％の増加となりました。

### (4) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

②重要な子会社の状況

**特殊鋼鋼材**

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 大同興業株式会社 | 1,511百万円 | 100.0% | 商事 | 名古屋市東区 |
| 大同DMソリューション株式会社 | 435 | ※<br>96.2 | 特殊鋼鋼材の加工および販売<br>金型および金型部品の製造および販売<br>鋼材および非鉄金属の熱処理および表面処理 | 大阪府大東市 |
| 大同資材サービス株式会社 | 60 | 100.0 | 当社および子会社等への諸資材の販売 | 名古屋市南区 |
| 大同テクニカ株式会社 | 40 | 100.0 | 鋼材の精整作業 | 愛知県東海市 |
| 大同エコメット株式会社 | 30 | 100.0 | 当社および子会社等から発生する廃棄物のリサイクル<br>製鋼用原料・資材の製造および販売 | 愛知県東海市 |

**特殊鋼鋼材**（つづき）

| 会　社　名 | 資　本　金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|---|---|---|---|---|
| DAIDO PDM (THAILAND) CO., LTD. | 257百万BAHT | ※ 90.0% | 金型用鋼および工具鋼プレートの加工および販売 | タイ国チャチェンサオ県 |
| 天文大同特殊鋼股份有限公司 | 138百万NT$ | ※ 73.4 | 金型用鋼および工具鋼プレートの加工および販売 | 台湾桃園市 |
| DAIDO DMS SINGAPORE PTE. LTD. | 3,017千S$ | ※ 85.0 | 金型用鋼および工具鋼プレートの加工および販売 | シンガポール国 |
| DAIDO AMISTAR (M) SDN. BHD. | 7,980千RM | ※ 89.6 | 金型用鋼および工具鋼プレートの加工および販売 | マレーシア国セランゴール州 |

**機能材料・磁性材料**

| 会　社　名 | 資　本　金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 日本精線株式会社 | 5,000百万円 | ※ 42.9% | ステンレス鋼線および金属繊維等の製造および販売 | 大阪市中央区 |
| 株式会社ダイドー電子 | 1,490 | 100.0 | 磁性材料および電子機器部品の製造、加工および販売 | 岐阜県中津川市 |
| 下村特殊精工株式会社 | 297 | ※ 92.6 | 特殊鋼およびその他金属の加工製品の製造および販売 | 千葉県市川市 |
| 日星精工株式会社 | 80 | 100.0 | ネジおよびボルトの製造および販売 | 名古屋市南区 |
| 大同電工（蘇州）有限公司 | 21,000千US$ | ※ 100.0 | 磁性材料および電子機器部品の製造、加工および販売 | 中国江蘇省 |
| THAI SEISEN CO., LTD. | 320百万BAHT | ※ 100.0 | ステンレス鋼線およびダイヤモンドダイスの製造および販売 | タイ国サムットプラカーン県 |
| Daido Electronics (Thailand) Co., Ltd. | 140 | ※ 100.0 | 磁性材料および電子機器部品の製造、加工および販売 | タイ国アユタヤ県 |

### 自動車部品・産業機械部品

| 会　社　名 | 資　本　金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|---|---|---|---|---|
| フジオーゼックス株式会社 | 3,018百万円 | ※ 51.8% | エンジンバルブ等の製造および販売 | 静岡県菊川市 |
| 株式会社大同キャスティングス | 2,215 | 100.0 | 鋳造品および特殊鋼管材の製造および販売 | 名古屋市港区 |
| 日本鍛工株式会社 | 310 | 100.0 | 型鍛造品の製造および販売 | 兵庫県尼崎市 |
| 東洋産業株式会社 | 160 | 100.0 | 型鍛造品の製造および販売 | 宮城県黒川郡大衡村 |
| 大同スターテクノ株式会社 | 150 | 100.0 | 鍛鋼品の機械加工、精整および熱処理等の請負 | 群馬県渋川市 |
| 大同精密工業株式会社 | 90 | ※ 87.7 | 圧縮機部品、ターボ部品およびカップリング等の製造および販売 | 東京都豊島区 |
| Daido Steel (Thailand) Co., Ltd. | 550百万BAHT | 100.0 | 型鍛造品の製造および販売 | タイ国チョンブリー県 |
| 富士气門（広東）有限公司 | 64百万元 | ※ 100.0 | エンジンバルブ等の製造および販売 | 中国広東省 |
| OHIO STAR FORGE CO. | 26千US$ | 100.0 | 型鍛造品の製造および販売 | 米国オハイオ州 |

### エンジニアリング

| 会　社　名 | 資　本　金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 大同マシナリー株式会社 | 310百万円 | ※ 96.0% | 工作諸機械および各種機械の製造および販売<br>機械設備の保守、点検および修理 | 名古屋市南区 |
| 大同環境エンジニアリング株式会社 | 50 | 100.0 | 灰溶融炉設備および下水汚泥処理設備の運転・保守業務請負 | 名古屋市南区 |
| 大同プラント工業株式会社 | 36 | 64.4 | 工業炉の設計、製作および販売<br>工業炉の保守、点検および修理 | 名古屋市南区 |

**流通・サービス**

| 会　　社　　名 | 資　本　金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 株式会社大同ライフサービス | 490百万円 | 100.0% | 当社および子会社等の福利厚生施設の管理運用<br>不動産・土木建設・保険・印刷事業等 | 名古屋市南区 |
| 株式会社大同分析リサーチ | 75 | 100.0 | 鉄鋼、製鋼、鋳物およびセラミックス等の分析・試験・調査業務の請負 | 名古屋市南区 |
| 株式会社スターインフォテック | 45 | 100.0 | 情報通信機器によるシステムの企画、設計、開発および保守運用受託 | 名古屋市東区 |
| 株式会社ライフサポート | 10 | ※ 100.0 | 清掃業、警備業および給食事業等 | 名古屋市南区 |
| 木曽駒高原観光開発株式会社 | 10 | ※ 57.4 | ゴルフ場の経営および別荘地管理 | 長野県木曽郡木曽町 |
| 有限会社タカクラ・ファンディング・コーポレーションを営業者とする匿名組合 | 495<br>（出資金） | 100.0 | 複合商業施設保有のための匿名組合 | 東京都千代田区 |
| 大同特殊鋼（上海）有限公司 | 3,880千US$ | ※ 100.0 | 輸出・輸入商事 | 中国上海市 |
| Daido Steel (America) Inc. | 9US$ | ※ 100.0 | 輸出・輸入商事 | 米国イリノイ州 |

（注）1．※印は、間接所有の株式を含みます。
2．機能材料・磁性材料部門の日本精線株式会社は、出資比率が100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

③重要な関連会社の状況

**特殊鋼鋼材**

| 会　社　名 | 資　本　金 | 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 東北特殊鋼株式会社 | 827百万円 | 10.0% | 高級特殊鋼および加工製品の製造および販売 | 宮城県柴田郡村田町 |
| 理研製鋼株式会社 | 485 | 39.3 | 特殊鋼二次製品、切削工具および工作・産業機械等の製造および販売 | 東京都中央区 |
| 丸太運輸株式会社 | 100 | 41.3 | 運輸業、倉庫業、場内諸作業の請負業および土木建築請負業等 | 名古屋市瑞穂区 |
| 桜井興産株式会社 | 75 | ※ 43.3 | 金属製品の熱処理の請負 | 名古屋市南区 |
| 泉電気工業株式会社 | 70 | 40.0 | 電気工事の設計施工および自動制御盤等の設計製作 | 東京都墨田区 |
| 川一産業株式会社 | 30 | 35.0 | 沿岸荷役、倉庫および運輸業 | 川崎市川崎区 |

（注）1．※印は、間接所有の株式を含みます。
2．東北特殊鋼株式会社は、出資比率が100分の20未満でありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。なお、緊密な者または同意している者の出資比率は23.8%であります。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には該当する特定完全子会社はありません。

**(5) 主要な事業内容**（平成30年３月31日現在）

| セグメント区分 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---|---|
| 特　殊　鋼　鋼　材 | ● 自動車・産業機械・電気機械向け部品用材料、建設用材料、工具鋼・金型用材料<br>● 特殊鋼鋼材加工、流通<br>● 原材料販売<br>● 運輸、物流 |
| 機 能 材 料 ・ 磁 性 材 料 | ● ステンレス・高合金製品、電気・電子部品用材料<br>● 磁材製品（OA・FA用モーター、自動車用メーター・センサー、計測機器用部品等）<br>● 粉末製品（HEV用磁性粉末等）<br>● チタン材料製品（医療用チタン合金、形状記憶合金等）<br>● 溶接用材料 |
| 自　動　車　部　品　・<br>産　業　機　械　部　品 | ● 型鍛造品・熱間精密鍛造品・鋼機製品（自動車・ベアリング向け部品等）<br>● 自由鍛造品（船舶・産業機械・電機・鉄鋼・化工機・石油掘削用部品、宇宙・航空機用部品）<br>● 鋳鋼品（鉄道用マンガンレール、自動車・産業機械・電機・各種炉用部品、高級鋳鋼品等）<br>● 精密鋳造品（自動車・産業機械・電機・通信機器用部品等）<br>● 製材用帯鋸<br>● エンジンバルブ<br>● 圧縮機器・油圧機器・工作機械用部品 |
| エ ン ジ ニ ア リ ン グ | ● 鉄鋼設備、各種工業炉およびその付帯設備、環境関連設備（排水・排ガス・廃棄物等の処理設備）、工作機械等<br>● 機械設備の保守管理 |
| 流　通　・　サ　ー　ビ　ス | ● グループ会社製品の販売、福利厚生サービス、不動産・保険事業<br>● ゴルフ場経営<br>● 分析事業 |

**(6) 主要な営業所および工場等**（平成30年３月31日現在）
①当社

| | | |
|---|---|---|
| 本社 | 名古屋市東区東桜一丁目１番10号 | |
| 東京本社 | 東京都港区港南一丁目６番35号 | |
| 支店・営業所 | 大阪支店<br>福岡営業所 | 大阪市中央区<br>福岡市中央区 |
| 工場 | 知多、知多型鍛造、知多帯鋼<br>星崎<br>渋川<br>粉末<br>君津<br>王子 | 愛知県東海市<br>名古屋市南区<br>群馬県渋川市<br>名古屋市港区<br>千葉県君津市<br>東京都北区 |
| テクノセンター | 滝春<br>中津川<br>築地<br>川崎 | 名古屋市南区<br>岐阜県中津川市<br>名古屋市港区<br>川崎市川崎区 |
| 研究開発拠点 | 技術開発研究所 | 名古屋市南区 |

②子会社および関連会社
「(4) 重要な親会社および子会社の状況」②重要な子会社の状況および③重要な関連会社の状況に記載のとおりであります。

**(7) 従業員の状況**（平成30年３月31日現在）
①当社グループの従業員数

| セグメント区分 | 従業員数（名） | 前期末比増減（名） |
|---|---|---|
| 特殊鋼鋼材 | 3,357 | 57 |
| 機能材料・磁性材料 | 3,482 | 171 |
| 自動車部品・産業機械部品 | 2,912 | 147 |
| エンジニアリング | 661 | △41 |
| 流通・サービス | 1,091 | 36 |
| 全社（共通） | 370 | 5 |
| 合計 | 11,873 | 375 |

（注） △印は、減少を示します。

②当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 3,340名 | 82名 | 39.1歳 | 17.0年 |

**(8) 主要な借入先**（平成30年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額（百万円） |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 17,500 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 15,500 |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 8,450 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 6,000 |
| 株式会社大垣共立銀行 | 5,100 |

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2．会社の株式に関する事項（平成30年３月31日現在）

**(1) 発行可能株式総数**　116,000,000株

**(2) 発行済株式の総数**　43,448,769株

（自己株式　805,556株を含みます。）

**(3) 株　主　数**　18,174名

**(4) 大　株　主（上位10名）**

| 株主名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 新日鐵住金株式会社 | 3,100 | 7.29 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 2,239 | 5.26 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 2,075 | 4.88 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 1,666 | 3.91 |
| 株式会社みずほ銀行 | 1,577 | 3.70 |
| 日本発條株式会社 | 1,449 | 3.40 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 1,405 | 3.30 |
| 本田技研工業株式会社 | 1,305 | 3.07 |
| トヨタ自動車株式会社 | 869 | 2.04 |
| 株式会社デンソー | 800 | 1.88 |

（注）当社は自己株式805,556株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。持株比率は、自己株式を控除して計算しており、表示単位未満を切り捨てております。

**(5) その他株式に関する重要な事項**

当社は、平成29年10月１日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更し、また、同日付で当社株式について10株を１株とする株式併合を行っております。

## 3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年３月31日現在）

| 氏　　名 | 地　位　お　よ　び　担　当 | | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 嶋　尾　　正 | 代表取締役会長 | | 東京窯業株式会社社外取締役 |
| 石　黒　　武 | 代表取締役社長<br>(社長執行役員) | | |
| 西　村　　司 | 代表取締役副社長<br>(副社長執行役員) | 社長補佐<br>生産部門、管理部門、技術、安全・環境、内部統制システム全般総括<br>経営企画部、関連事業部統括 | 東京窯業株式会社社外監査役 |
| 立　花　一　人 | 代表取締役副社長<br>(副社長執行役員) | 社長補佐<br>営業部門総括<br>自動車ビジネスユニット担当<br>東京本社長 | 日本発條株式会社社外監査役<br>フジオーゼックス株式会社取締役 |
| 吉　田　学　史 | 取締役<br>(常務執行役員) | 生産部門、モノづくり改革部統括 | |
| 辻　本　　敏 | 取締役<br>(常務執行役員) | 技術開発研究所、新分野事業部、ソリューション部門統括<br>生産技術部、各工場担当 | |
| 志　村　　進 | 取締役<br>(常務執行役員) | ＣＳＲ総括<br>環境部統括<br>総務部、法務部、人事部、安全健康推進部、機械事業部、秘書室担当 | |
| 武　藤　　大 | 取締役<br>(常務執行役員) | ＩＴ企画部統括<br>経理部、調達部担当 | |
| 今　井　　正 | 取締役 | | 新日鐵住金株式会社執行役員 |
| 種　村　　均 | 取締役 | | 株式会社ノリタケカンパニーリミテド代表取締役会長<br>名港海運株式会社社外取締役 |
| 古　池　俊　典 | 常勤監査役 | | フジオーゼックス株式会社監査役 |
| 西　川　真　一 | 常勤監査役 | | |
| 松　尾　憲　治 | 監査役 | | 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行社外取締役（監査等委員） |

（注）１．取締役の今井正氏および種村均氏は、社外取締役であります。
２．監査役の西川真一氏および松尾憲治氏は、社外監査役であります。
３．当社は、社外取締役今井正氏および種村均氏ならびに社外監査役西川真一氏および松尾憲治氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。
４．監査役の古池俊典氏は、当社の経理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお、当事業年度中に退任した取締役および監査役は、次のとおりであります。

| 氏　名 | 退任時の地位 | 退任年月日 | 退任理由 |
|---|---|---|---|
| 岡部道生 | 取締役 | 平成29年６月28日 | 任期満了 |
| 宮嶋晃 | 取締役 | 平成29年６月28日 | 任期満了 |
| 徳岡重信 | 常勤監査役 | 平成29年６月28日 | 辞任 |
| 小澤祐吉 | 監査役 | 平成29年６月28日 | 辞任 |

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第１項の責任につき、法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区　分 | 支給人員（名） | 報酬等の額（百万円） |
|---|---|---|
| 取締役 | 12 | 403 |
| 監査役 | 5 | 68 |
| 合計 | 17 | 471 |

（注）１．株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は、月額41百万円であります。
（平成27年６月26日開催の第91期定時株主総会決議）
２．株主総会の決議に基づく監査役の報酬限度額は、月額８百万円であります。
（平成20年６月27日開催の第84期定時株主総会決議）
３．上記の支給人員には、平成29年６月28日開催の第93期定時株主総会の終結の時をもって退任した４名を含んでおります。
４．報酬等の額には、平成30年６月27日開催の第94期定時株主総会に提出予定の「役員賞与の支給の件」に基づく取締役賞与の総額64百万円および監査役賞与の総額８百万円がそれぞれ含まれております。
５．上記のうち、社外取締役２名および社外監査役４名の報酬等の合計額は、56百万円であります。

**(4) 社外役員に関する事項**

①取締役　　今井　正

ア．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

　新日鐵住金株式会社の執行役員であります。同社は、当社の株主（7.29%保有）であります。

イ．他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況

　該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

　該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

　取締役会は12回中すべてに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、発言を行っております。

②取締役　　種村　均

ア．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

　株式会社ノリタケカンパニーリミテドの代表取締役会長であります。当社は同社との間で特別な関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

　名港海運株式会社の社外取締役であります。当社は同社との間で特別な関係はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

　該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

　取締役会は12回すべてに出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、発言を行っております。

③監査役　　西川真一

ア．他の法人等の重要な兼職の状況

　該当事項はありません。

イ．他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況

　該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

　該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況
　取締役会は平成29年６月28日の監査役就任後に開催された９回すべてに出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、発言を行っております。
　監査役会は平成29年６月28日の監査役就任後に開催された９回すべてに出席し、経営陣から独立した客観的視点から、議案、協議事項、報告事項に対して質問、発言、助言を行っております。

④監査役　　松尾憲治
ア．他の法人等の重要な兼職の状況
　該当事項はありません。
イ．他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の社外取締役（監査等委員）であります。同社は、当社の借入先であります。また、同社は、当社の株主（3.30%保有）であります。
ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係
　該当事項はありません。
エ．当事業年度における主な活動状況
　取締役会は平成29年６月28日の監査役就任後に開催された９回すべてに出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、発言を行っております。
　監査役会は平成29年６月28日の監査役就任後に開催された９回すべてに出席し、経営陣から独立した客観的視点から、議案、協議事項、報告事項に対して質問、発言、助言を行っております。

（ご参考）

執行役員（取締役兼務者を除く）　　（平成30年３月31日現在）

| 氏　　名 | 地　位　お　よ　び　担　当 | |
|---|---|---|
| 平　林　一　彦 | 常　務　執　行　役　員 | 大阪支店長、工具鋼事業部長 |
| 天　野　　肇 | 常　務　執　行　役　員 | 海外事業部、高合金部担当<br>素形材事業部長 |
| 森　　義　昭 | 常　務　執　行　役　員 | 技術企画部、モノづくり改革部、粉末製品部担当 |
| 吉　永　祐　孝 | 執　　行　　役　　員 | 渋川工場長 |
| 羽生田　智　紀 | 執　　行　　役　　員 | ソリューション部門担当<br>マテリアルソリューション部長 |
| 関　　公　彦 | 執　　行　　役　　員 | 輸出部担当<br>ステンレス・軸受産機ビジネスユニット長 |
| 松　井　宏　司 | 執　　行　　役　　員 | 機械事業部長 |
| 川　西　邦　仁 | 執　　行　　役　　員 | 知多工場長 |
| 竹　鶴　隆　昭 | 執　　行　　役　　員 | リスクマネジメント・コンプライアンス、環境部担当<br>ＣＲＭ部長 |
| 清　水　哲　也 | 執　　行　　役　　員 | 新分野事業部担当<br>技術開発研究所長 |
| 利　光　一　浩 | 執　　行　　役　　員 | 関連事業部長 |
| 梶　田　聡　仁 | 執　　行　　役　　員 | ＩＴ企画部担当 |
| 野　口　祐　二 | 執　　行　　役　　員 | 営業生産統括部長 |
| 山　下　敏　明 | 執　　行　　役　　員 | 経営企画部長 |

## 5．会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

| | | |
|---|---|---|
| ① | 当期に係る会計監査人としての報酬等の額 | 55百万円 |
| ② | 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 132百万円 |

（注）1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の前年度監査実績および今年度監査計画の内容の適切性・妥当性の評価を実施するとともに、監査報酬額の見積の算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討いたしました。その結果、会計監査人の報酬等につきまして、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めて記載しております。

3．当社の子会社である日本精線株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (4) 非監査業務の内容

コンプライアンス体制の整備を目的とした社内プロジェクトに対する助言に関するアドバイザリー業務等であります。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人の独立性、および専門性、ならびに職務の執行状況などを総合的に判断して、会計監査人の変更が必要と認める場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## ６．業務の適正を確保するための体制および運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会における決議により、次のとおり定めております。

**①内部統制システムの基本方針**

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備し、コンプライアンスの徹底、財務報告の信頼性の確保、業務の効率性の確保およびリスクマネジメントの実施に努めるとともに、不断の見直しを行いさらなる充実を図る。

**②取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社は『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を制定し、すべての取締役、執行役員および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を順守していくことの重要性」を繰り返し伝える。取締役、執行役員および使用人が『大同特殊鋼の行動基準』を順守するよう啓発、監査、改善、是正を継続する。

また、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選定のうえ、代表取締役社長を委員長、当該担当役員を副委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。

使用人等からの法令違反行為等に関する相談、通報窓口（ホットライン）を設置するとともに、通報者に不利益のない適正な運営を確保し、コンプライアンス経営の強化に資するものとする。

代表取締役副社長はＣＲＭ（コーポレート・リスク・マネジメント）部を管掌する。ＣＲＭ部は指示に基づき業務執行状況の内部監査を実施し、代表取締役副社長に報告する。

当社は『大同特殊鋼企業倫理憲章』に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。総務担当部門を反社会的勢力および団体への対応統括部門とし、当該部門の担当執行役員を不当要求対応責任者とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。

**③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され、「文書管理規程」に従い保存される。取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理基本規程」「企業秘密取扱管理規程」「個人情報取扱管理規程」「情報システム管理規程」に基づき適正に管理される。

**④損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社はリスクマネジメントに関する基本的な事項を「リスクマネジメント規程」に定め、平時におけるリスクマネジメント体制の確立および継続的改善を図る。

「リスクマネジメント委員会」は６カ月に１回、必要あるときは随時、開催し、当社および当社グループ内において近い将来に発生が予想されるリスクおよび潜在的リスクのマネジメントについて審議を行う。

全社のリスクマネジメントは、全社リスクマネジメント統括部門が統括する。環境、安全、品質等に関する個別のリスクは、原則として本社管理部門の統括・支援の下、各事業部門・事業場において自律的にマネジメントし、重要な事項についてはリスクマネジメント委員会に報告する。

危機発生時はそのレベルに応じて「危機対策本部」を設置のうえ、事業の復旧を図るとともに、対外的影響を最小限にするための対応策を実施する。当社グループは東海地震、東南海地震を想定した地震対策を順次計画的に実行し、生産基盤の耐震性強化を図っている。

**⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社グループは取締役、執行役員および使用人が共有するグループ目標を定め、原則としてこれに基づく３年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の年間計画を設定する。

中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は「取締役会」を毎月１回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。

職務の執行の意思決定については、「取締役会規則」において取締役会付議事項を明確化し、その他の事項に関する権限を「決裁規程」において代表取締役社長、各担当執行役員および各部門長に委譲するとともに、「組織規程」において各部門の職務分掌を定める。

**⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

**ア．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

子会社の業務執行状況については、「関連会社管理規程」に従って関連事業部が統括管理する。

関連事業部は子会社に対し、規程に定める一定の事項についての事前協議および企業集団内の個別検討事項についての報告を求め、取締役、監査役、執行役員へ毎月報告する。

**イ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

子会社のリスクマネジメントについては、「リスクマネジメント規程」に従って関連事業部が統括管理する。

関連事業部は子会社に対し、リスクマネジメント体制の整備その他リスクマネジメントに関する事項について、子会社の実情に即した指導を行う。

**ウ．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は子会社による中期・年間経営計画の策定にあたり、当社との事前協議の場を設ける。

また、子会社の経営が当社グループ経営の全体最適に適うよう、子会社の状況把握と諸問題の

対策・検討を行う。
関連事業部は「関連会社社長会」「関連会社総務担当役員・部長会」を開催し、当社およびグループ会社相互の経営状況その他の情報交換を行い、企業集団としての連携を図る。

**エ．子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社取締役、監査役、執行役員および従業員は子会社の非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、子会社を監査、監視する。
ＣＲＭ部は企業集団の内部監査の実施または統括を行う。ＣＲＭ部は子会社を巡回して業務の適正性を監査するとともに、１年に１回「グループＣＲＭ研究会」を開催し、内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図る。

**オ．その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

子会社に『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を配布し、コンプライアンスの意識を啓発する。
財務報告の信頼性の確保については、当社およびグループ会社における体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」に定める。
また、内部統制（金商法）を担当する役員を選定のうえ、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制について審議する。内部統制委員会は原則として６カ月に１回、必要あるときは随時、開催する。

**⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役はＣＲＭ部所属の使用人（監査役スタッフ）に監査業務に必要な事項を指揮命令できる。

**⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助する使用人は監査役の命令に関して、取締役、執行役員やＣＲＭ部長の命令を受けない。
当該使用人の人事異動、考課については監査役の同意を得るものとする。

**⑨監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

取締役は監査役スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該スタッフが監査役の職務を補助するのに必要な時間をＣＲＭ部長に確保させる。

**⑩取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は経営会議および業務執行に関する重要な会議に出席することができる。
取締役、執行役員および使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。

(ア)当社および当社グループの業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
(イ)取締役、執行役員または使用人が法令違反、定款違反をするおそれのある場合
(ウ)内部監査の実施状況
(エ)ホットラインその他への相談・通報状況

**⑪子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制**

取締役、執行役員および使用人は監査役に対して、子会社に関する前項アからエまでに掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。

ＣＲＭ部は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から聴取した内容を監査役に報告する。

**⑫監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

**⑬監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続に関する事項**

監査役が監査役および監査役スタッフの職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、担当部門において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

**⑭その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

**①コンプライアンス体制について**

・『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を制定し、全従業員およびグループ各社に周知しております。また、『大同特殊鋼の行動基準』の考え方を解説した行動基準ガイドブックを全従業員に配布し、周知しております。
・階層別教育などを通じてコンプライアンス教育を計画的に実施するとともに、10月の企業倫理月間において社長メッセージの発信を実施するなど、法令順守と企業倫理の徹底について継続的な取り組みを行っております。
・コンプライアンスの相談・通報窓口（ホットライン）を設置し、受付手段を全従業員およびグループ各社に周知するとともに、ホットライン窓口となる担当者には、相談・通報時に適切に対応することができるよう定期的に教育を実施しております。
・相談・通報に対しては「内部通報規程」を設け通報者に不利益のない適正な運営を行っております。

・ＣＲＭ部は、計画に基づき当社およびグループ各社に対し業務執行状況の内部監査を実施し、定期的に社長に報告しております。
・『大同特殊鋼企業倫理憲章』に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを掲げ、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との関係を構築しております。

**②リスク管理体制について**
・「リスクマネジメント委員会」を６回開催し、重点管理リスクへの対応など平時のリスクマネジメントに関する課題、対策につきまして審議を行いました。
・リスクオーナー活動として部門長が自部門のリスク管理・低減に取り組み、その活動状況について「リスクマネジメント委員会」で報告を行いました。
・地震・津波等の災害に備える各種施策の実施、技術情報漏洩防止に向けた取り組みにつきましては、役員をリーダーとする全社横断的なワーキング・グループ活動を展開し、ＢＣＭ（事業継続マネジメント）マニュアルの見直しや工場等の耐震化などを鋭意進めております。
・災害時における従業員等の所在把握を目的として、各事業場において入退場管理システムを導入しております。

**③取締役の効率的な職務の執行体制について**
・「取締役会」を12回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の報告ならびに取締役の職務執行の監督を行いました。
・取締役の職務権限と分担を明確にするとともに、「決裁規程」において社長、執行役員および部門長への権限委譲を行う対象を定めることにより、意思決定の適正化・迅速化を確保しております。

**④グループ会社管理体制について**
・子会社による年間経営計画の策定や設備投資など規程に定める一定の事項につきまして、当社と事前協議を実施しました。
・関連事業部は、子会社の業務執行状況につきまして、取締役、監査役、執行役員へ毎月報告しております。
・関連事業部は、子会社のリスクマネジメントに関する規程を確認するなど、リスクマネジメントに関して各社の実情に即した指導を行っております。
・「関連会社社長会」「関連会社総務担当役員・部長会」をそれぞれ２回開催し、当社から子会社に対し内部統制にかかる諸問題を含む経営状況その他の情報提供を行うとともに、当社およびグループ会社相互の情報交換を行い、企業集団としての連携を図りました。
・当社取締役、監査役、執行役員および従業員は、子会社の非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、取締役会への出席を通じて子会社の監査、監視を行っております。
・ＣＲＭ部は、子会社を巡回して業務の適正性を監査しております。また、「グループＣＲＭ研究会」を開催し、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図りました。
・財務報告の信頼性確保につきましては、社長を委員長とする「内部統制委員会」を２回開催し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況を評価しました。

**⑤監査役の職務の執行の実効性を確保する体制について**

・監査役は、経営会議等の主要会議や「リスクマネジメント委員会」などの業務執行に関する重要な会議のほか、各事業部門の業務検討会にも出席し、業務執行状況を監査しております。また、内部監査の実施状況やホットラインへの相談・通報状況などの報告を受けております。
・監査役は、代表取締役、会計監査人とそれぞれに定期的に意見交換会を開催し、相互の連携を図っております。

## 7．株式会社の支配に関する基本方針

**(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要**

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、濫用的な会社経営を行うことを目的とするものであったり、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するものであったり、または、株主の皆様が当該買付けの条件等について検討するための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株式の大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

**(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要**

当社は、上記(1)の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の取り組みを実施しております。

まず、企業価値向上に向けた取り組みとして、当社は、平成30年３月期までの中期経営計画を策定し、「１．企業集団の現況に関する事項　(2)対処すべき課題」に記載の取り組みを実施いたしました。

また、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みとして、当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつと認識し、経営の効率化、意思決定の適正化・迅速化および経営の透明性の確保に向けた取り組みを行っております。

さらに、会社法および金融商品取引法に基づき内部統制システムを整備し、リスクマネジメントおよびコンプライアンス重視の経営を実践しております。

これらの取り組みの詳細につきましては、以下の当社ホームページをご参照ください。
https://www.daido.co.jp/about/release/2015/0602_plan.html
https://www.daido.co.jp/ir/policy/governance.html

**(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要**

当社は、平成27年６月26日開催の当社第91期定時株主総会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本対応方針の概要は、当社の株券等を20％以上取得しようとする大規模買付者に対して、取締役会による大規模買付行為の内容の評価等に必要な情報の提供や期間の確保等、本対応方針に

定める大規模買付ルールに従うことを求め、大規模買付者が大規模買付ルールに従わない場合や、大規模買付ルールに従っても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に対抗措置を発動できるとするものです。本対応方針の内容の詳細につきましては、以下の当社ホームページをご参照ください。
https://www.daido.co.jp/ir/pdf/defence.pdf

**(4) 上記(2)の取り組みについての取締役会の判断**

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的に上記(2)の取り組みを実施しております。また、上記(2)の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記(1)に記載されているような株式の大規模な買付けを困難にするものと考えられ、上記(1)の基本方針に資すると考えております。

したがいまして、上記(2)の取り組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

**(5) 上記(3)の取り組みについての取締役会の判断**

上記(3)の取り組みは、大規模買付行為の内容の評価等に必要な情報と期間を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを図るものです。

また、必要な情報と期間の確保の要請に応じない大規模買付者、および当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して対抗措置を発動できるとすることで、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。

さらに、上記(3)の取り組みにおいては、独立性の高い特別委員会の設置、対抗措置発動時における株主意思の確認等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取り組みの合理性および公正性を確保するための様々な制度および手続が確保されています。

したがいまして、上記(3)の取り組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

※当社は、平成30年６月27日開催予定の当社第94期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、上記定時株主総会の終結時に有効期間が満了する本対応方針に替えて、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「新対応方針」といいます。）を本対応方針から継続して導入することを、平成30年５月11日開催の当社取締役会において決議しております。新対応方針の詳細につきましては、50頁に記載の株主総会参考書類の「第５号議案　当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」をご参照ください。

## ８．剰余金の配当等の決定に関する方針

配当の方針につきましては、安定した利益還元の継続を基本としておりますが、連結業績と配当性向および当社の資金需要、財政状態も総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。一方、内部留保資金の使途につきましては、有利子負債を削減し財務体質の改善を図るとともに、企業価値の継続的な向上のための設備投資、研究開発、新規事業の拡大などに活用することを基本としております。

１．金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益は、銭未満を四捨五入して表示しております。
３．比率は、小数点第２位以下を四捨五入して表示しております。
４．その他は、記載数字に満たない端数を切り捨てて表示しております。
５．消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

# 連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **301,895** | **流動負債** | **212,138** |
| 現金及び預金 | 42,167 | 支払手形及び買掛金 | 54,318 |
| 受取手形及び売掛金 | 121,334 | 電子記録債務 | 36,062 |
| 電子記録債権 | 12,817 | 短期借入金 | 80,804 |
| たな卸資産 | 115,064 | 未払法人税等 | 7,447 |
| 繰延税金資産 | 4,588 | 賞与引当金 | 7,743 |
| その他 | 5,988 | 役員賞与引当金 | 279 |
| 貸倒引当金 | △64 | 環境対策引当金 | 652 |
| **固定資産** | **343,145** | その他 | 24,831 |
| **有形固定資産** | **212,029** | **固定負債** | **116,492** |
| 建物及び構築物 | 77,023 | 社債 | 20,000 |
| 機械装置及び運搬具 | 87,729 | 長期借入金 | 58,690 |
| 土地 | 36,082 | 繰延税金負債 | 20,073 |
| 建設仮勘定 | 5,952 | 再評価に係る繰延税金負債 | 1,218 |
| その他 | 5,240 | 役員退職慰労引当金 | 798 |
| **無形固定資産** | **1,697** | 環境対策引当金 | 3,085 |
| **投資その他の資産** | **129,419** | 退職給付に係る負債 | 9,642 |
| 投資有価証券 | 104,241 | その他 | 2,983 |
| 繰延税金資産 | 829 | **負債合計** | **328,631** |
| 退職給付に係る資産 | 19,138 | **（純資産の部）** | |
| その他 | 5,295 | **株主資本** | **251,664** |
| 貸倒引当金 | △85 | 資本金 | 37,172 |
| | | 資本剰余金 | 30,337 |
| | | 利益剰余金 | 187,799 |
| | | 自己株式 | △3,644 |
| | | **その他の包括利益累計額** | **32,770** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 27,497 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 0 |
| | | 土地再評価差額金 | 1,805 |
| | | 為替換算調整勘定 | 1,755 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 1,712 |
| | | **非支配株主持分** | **31,974** |
| | | **純資産合計** | **316,409** |
| **資産合計** | **645,041** | **負債純資産合計** | **645,041** |

# 連結損益計算書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **505,219** |
| **売上原価** | | **412,712** |
| **売上総利益** | | **92,506** |
| **販売費及び一般管理費** | | **56,287** |
| **営業利益** | | **36,218** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 1,936 | |
| 持分法による投資利益 | 978 | |
| その他 | 1,419 | **4,334** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 941 | |
| その他 | 3,481 | **4,422** |
| **経常利益** | | **36,130** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 769 | **769** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 68 | **68** |
| **税金等調整前当期純利益** | | **36,831** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11,218 | |
| 法人税等調整額 | △1,074 | 10,143 |
| **当期純利益** | | **26,688** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 2,767 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **23,920** |

# 連結株主資本等変動計算書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 37,172 | 29,927 | 169,496 | △3,613 | 232,983 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △5,117 | | △5,117 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 23,920 | | 23,920 |
| 自己株式の取得 | | | | △31 | △31 |
| 自己株式の処分 | | 0 | | 0 | 0 |
| 連結範囲の変動 | | | △510 | | △510 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | 409 | | | 409 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | 9 | | 9 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | 409 | 18,302 | △31 | 18,680 |
| 当期末残高 | 37,172 | 30,337 | 187,799 | △3,644 | 251,664 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 21,236 | 0 | 1,814 | 1,451 | 2,364 | 26,867 | 30,649 | 290,501 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △5,117 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | | 23,920 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △31 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 0 |
| 連結範囲の変動 | | | | | | | | △510 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | | | 409 |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | | 9 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 6,261 | △0 | △9 | 303 | △652 | 5,902 | 1,325 | 7,227 |
| 当期変動額合計 | 6,261 | △0 | △9 | 303 | △652 | 5,902 | 1,325 | 25,908 |
| 当期末残高 | 27,497 | 0 | 1,805 | 1,755 | 1,712 | 32,770 | 31,974 | 316,409 |

# 貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **183,520** | **流動負債** | **156,929** |
| 現金及び預金 | 15,275 | 支払手形 | 120 |
| 受取手形 | 673 | 電子記録債務 | 29,200 |
| 電子記録債権 | 2,214 | 買掛金 | 45,264 |
| 売掛金 | 76,267 | 短期借入金 | 29,950 |
| 製品 | 6,872 | 1年内返済予定の長期借入金 | 20,400 |
| 半製品 | 22,016 | リース債務 | 14 |
| 仕掛品 | 16,548 | 未払金 | 2,513 |
| 原材料 | 13,714 | 未払費用 | 1,968 |
| 貯蔵品 | 9,192 | 未払法人税等 | 4,086 |
| 前渡金 | 56 | 前受金 | 339 |
| 前払費用 | 653 | 預り金 | 10,572 |
| 繰延税金資産 | 1,827 | 前受収益 | 27 |
| 関係会社短期貸付金 | 15,379 | 賞与引当金 | 3,752 |
| その他 | 2,826 | 役員賞与引当金 | 73 |
| **固定資産** | **261,864** | 環境対策引当金 | 652 |
| **有形固定資産** | **121,791** | 工事損失引当金 | 39 |
| 建物 | 33,577 | 設備関係支払手形 | 1,325 |
| 構築物 | 15,877 | 設備関係電子記録債務 | 5,699 |
| 機械及び装置 | 54,134 | その他 | 930 |
| 車両運搬具 | 668 | **固定負債** | **93,862** |
| 工具、器具及び備品 | 2,930 | 社債 | 20,000 |
| 土地 | 11,769 | 長期借入金 | 52,400 |
| リース資産 | 42 | リース債務 | 32 |
| 建設仮勘定 | 2,790 | 繰延税金負債 | 16,382 |
| **無形固定資産** | **281** | 関係会社事業損失引当金 | 1,526 |
| ソフトウエア | 204 | 環境対策引当金 | 3,043 |
| その他 | 76 | 資産除去債務 | 269 |
| **投資その他の資産** | **139,791** | その他 | 208 |
| 投資有価証券 | 79,970 | **負債合計** | **250,791** |
| 関係会社株式 | 31,031 | **（純資産の部）** | |
| その他の関係会社有価証券 | 495 | **株主資本** | **168,668** |
| 出資金 | 429 | 資本金 | 37,172 |
| 関係会社出資金 | 211 | 資本剰余金 | 29,001 |
| 長期貸付金 | 5 | 資本準備金 | 9,293 |
| 関係会社長期貸付金 | 10,491 | その他資本剰余金 | 19,708 |
| 長期前払費用 | 198 | 利益剰余金 | 106,124 |
| 前払年金費用 | 15,511 | その他利益剰余金 | 106,124 |
| その他 | 1,477 | 圧縮記帳積立金 | 1,082 |
| 貸倒引当金 | △30 | 別途積立金 | 88,500 |
| | | 繰越利益剰余金 | 16,541 |
| | | 自己株式 | △3,629 |
| | | **評価・換算差額等** | **25,924** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 25,924 |
| | | **純資産合計** | **194,592** |
| **資産合計** | **445,384** | **負債純資産合計** | **445,384** |

# 損　益　計　算　書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

（単位：百万円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| **売上高** | | **307,746** |
| **売上原価** | | **259,738** |
| **売上総利益** | | **48,008** |
| **販売費及び一般管理費** | | **29,815** |
| **営業利益** | | **18,192** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 5,562 | |
| その他 | 1,001 | **6,563** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 597 | |
| その他 | 2,985 | **3,583** |
| **経常利益** | | **21,172** |
| **特別損失** | | |
| 関係会社株式評価損 | 1,070 | **1,070** |
| **税引前当期純利益** | | **20,102** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,775 | |
| 法人税等調整額 | △615 | 5,159 |
| **当期純利益** | | **14,942** |

# 株主資本等変動計算書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | 特別償却準備金 | 圧縮記帳積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 37,172 | 9,293 | 19,708 | 29,001 | 7 | 1,156 | 76,500 | 18,636 | 96,299 | △3,598 | 158,874 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △5,117 | △5,117 | | △5,117 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | △7 | | | 7 | － | | － |
| 特別償却準備金の積立 | | | | | 0 | | | △0 | － | | － |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | | | | △74 | | 74 | － | | － |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | | | | | 1 | | △1 | － | | － |
| 別途積立金の積立 | | | | | | | 12,000 | △12,000 | － | | － |
| 当期純利益 | | | | | | | | 14,942 | 14,942 | | 14,942 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | △31 | △31 |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 | | | | | | 0 | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 0 | 0 | △7 | △73 | 12,000 | △2,094 | 9,824 | △31 | 9,793 |
| 当期末残高 | 37,172 | 9,293 | 19,708 | 29,001 | － | 1,082 | 88,500 | 16,541 | 106,124 | △3,629 | 168,668 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 19,695 | 19,695 | 178,570 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △5,117 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | － |
| 特別償却準備金の積立 | | | － |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | － |
| 圧縮記帳積立金の積立 | | | － |
| 別途積立金の積立 | | | － |
| 当期純利益 | | | 14,942 |
| 自己株式の取得 | | | △31 |
| 自己株式の処分 | | | 0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 6,229 | 6,229 | 6,229 |
| 当期変動額合計 | 6,229 | 6,229 | 16,022 |
| 当期末残高 | 25,924 | 25,924 | 194,592 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

大同特殊鋼株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　上　圭　祐　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　孫　　延　生　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大同特殊鋼株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同特殊鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

大同特殊鋼株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　上　圭　祐　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　孫　　延　生　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大同特殊鋼株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月11日

大同特殊鋼株式会社　監査役会
常勤監査役　古　池　俊　典　㊞
常勤監査役　西　川　真　一　㊞
監　査　役　松　尾　憲　治　㊞

（注） 西川真一及び松尾憲治は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第１号議案　　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金配当に関する事項

配当の方針につきましては、安定した利益還元の継続を基本としており、連結業績および配当性向等も総合的に勘案し、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当社基本方針に基づき、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで、次のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金60円　　総額 2,558,592,780円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年６月28日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

財務体質の強化を図るため別途積立金を積み立てるものであります。

（1）増加する剰余金の項目およびその額

| | |
|---|---|
| 別途積立金 | 8,000,000,000円 |

（2）減少する剰余金の項目およびその額

| | |
|---|---|
| 繰越利益剰余金 | 8,000,000,000円 |

## 第２号議案　　取締役10名選任の件

取締役９名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては平成30年６月21日をもって取締役を退任予定の辻本敏氏の補充を含めまして10名の選任をお願いするものであります。その候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 嶋尾（しまお）　正（ただし）<br>（昭和25年２月２日） | 昭和48年４月　当社入社<br>平成10年６月　当社知多工場管理部長<br>平成12年６月　当社鋼材事業部販売第一部長<br>平成14年７月　当社経営企画部主席部員（企画担当部長）<br>平成16年４月　当社経営企画部長<br>平成16年６月　当社取締役経営企画部長<br>平成18年６月　当社常務取締役<br>平成21年６月　当社代表取締役副社長兼東京本社長<br>平成22年６月　当社代表取締役社長<br>平成27年６月　当社代表取締役社長執行役員<br>平成28年６月　当社代表取締役会長（現職）<br>【重要な兼職の状況】<br>東京窯業株式会社社外取締役 | 6,000株 |
| 2 | 石黒（いしぐろ）　武（たけし）<br>（昭和32年１月15日） | 昭和55年４月　当社入社<br>平成14年７月　当社鋼材事業部販売第一部長<br>平成16年６月　当社鋼材事業部鋼材販売部長<br>平成18年６月　当社鋼材事業部鋼材企画管理部長<br>平成20年６月　当社経営企画部長<br>平成21年６月　当社取締役経営企画部長<br>平成24年４月　当社取締役<br>平成24年６月　当社常務取締役<br>平成25年６月　当社常務取締役特殊鋼製品本部長兼特殊鋼棒線事業部長<br>平成26年６月　当社代表取締役副社長兼東京本社長兼特殊鋼製品本部長<br>平成27年６月　当社代表取締役副社長執行役員兼東京本社長<br>平成28年６月　当社代表取締役社長執行役員（現職） | 4,500株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 西村　司（にしむら　つかさ）<br>（昭和32年10月６日） | 昭和56年４月　当社入社<br>平成15年11月　当社鋼材事業部星崎工場副工場長<br>平成18年６月　当社鋼材事業部星崎工場長<br>平成21年６月　当社ステンレス・工具鋼事業部長<br>平成22年６月　当社取締役特殊鋼事業部知多工場長<br>平成24年４月　当社取締役特殊鋼製品本部知多工場長<br>平成25年６月　当社取締役<br>平成26年６月　当社常務取締役<br>平成27年６月　当社取締役常務執行役員<br>平成28年６月　当社代表取締役副社長執行役員（現職）<br>【重要な兼職の状況】<br>東京窯業株式会社社外監査役<br>【担当】<br>社長補佐<br>生産部門、管理部門、研究開発部門、技術、安全・環境、内部統制システム全般総括<br>経営企画部、関連事業部、技術開発研究所統括 | 2,800株 |
| 4 | 立花一人（たちばな　かずと）<br>（昭和34年１月５日） | 昭和56年４月　当社入社<br>平成15年４月　当社鋼材事業部ステンレス鋼販売部長<br>平成17年７月　当社鋼材事業部大阪営業部長<br>平成21年３月　当社鋼材事業部海外事業部長<br>平成21年６月　当社海外事業部長<br>平成23年６月　当社取締役大阪支店長兼ステンレス・工具鋼事業部長<br>平成24年４月　当社取締役大阪支店長兼特殊鋼製品本部副本部長<br>平成25年６月　当社常務取締役機能材料製品本部長<br>平成27年６月　当社常務執行役員<br>平成28年６月　当社取締役常務執行役員東京本社長<br>平成29年４月　当社代表取締役副社長執行役員兼東京本社長（現職）<br>【重要な兼職の状況】<br>日本発條株式会社社外監査役<br>フジオーゼックス株式会社取締役（平成30年６月退任予定）<br>【担当】<br>社長補佐<br>営業部門総括 | 2,900株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 吉田学史（よしだ さとし）<br>（昭和30年５月10日） | 昭和55年４月　新日本製鐵株式會社入社<br>平成13年４月　同社名古屋製鐵所製鋼工場長<br>平成16年４月　同社名古屋製鐵所生産技術部長<br>平成19年４月　同社名古屋製鐵所副所長<br>平成21年４月　同社技術開発本部環境・プロセス研究開発センターＰＥ部長<br>平成24年４月　大阪製鐵株式会社参与生産技術部長<br>平成24年６月　同社上級執行役員生産技術部長<br>平成26年６月　同社常務取締役安全環境防災推進部長兼生産技術部長<br>平成27年６月　同社常務取締役堺工場長<br>平成29年４月　同社取締役<br>平成29年５月　当社顧問<br>平成29年６月　当社取締役常務執行役員（現職）<br>【担当】<br>生産部門、モノづくり改革部統括 | 1,000株 |
| 6 | 志村進（しむら すすむ）<br>（昭和34年２月14日） | 昭和56年４月　当社入社<br>平成18年４月　当社機械事業部環境設備部長<br>平成20年４月　当社機械事業部滝春テクノセンター長<br>平成21年５月　当社機械事業部企画管理部長<br>平成24年４月　当社機械事業部長<br>平成24年６月　当社取締役機械事業部長<br>平成27年６月　当社常務執行役員<br>平成29年６月　当社取締役常務執行役員（現職）<br>【担当】<br>ＣＳＲ総括<br>環境部、機械事業部統括<br>総務部、法務部、人事部、安全健康推進部、秘書室担当 | 2,300株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 7 | 武藤（むとう） 大（たけし）<br>（昭和33年９月７日） | 昭和57年４月　当社入社<br>平成15年11月　当社鋼製品事業部鋼製品販売部長<br>平成19年６月　当社鋼製品事業部長<br>平成20年６月　当社経理部長<br>平成24年４月　当社特殊鋼製品本部事業総括部長<br>平成24年６月　当社取締役特殊鋼製品本部事業総括部長<br>平成26年６月　当社取締役<br>平成27年６月　当社執行役員<br>平成28年６月　当社常務執行役員<br>平成29年６月　当社取締役常務執行役員（現職）<br>【重要な兼職の状況】<br>フジオーゼックス株式会社取締役（平成30年６月就任予定）<br>【担当】<br>ＩＴ企画部統括<br>経理部担当 | 4,800株 |
| 8<br>新任 | 天野（あまの） 肇（はじめ）<br>（昭和34年10月４日） | 昭和59年４月　当社入社<br>平成18年３月　当社鋼材事業部知多工場副工場長<br>平成19年６月　当社鋼材事業部知多工場技術部長<br>平成20年６月　当社素形材事業部渋川工場長<br>平成24年４月　当社鍛造製品本部鍛鋼品事業部長<br>平成25年６月　当社取締役特殊鋼製品本部知多工場長<br>平成27年６月　当社執行役員経営企画部長<br>平成29年４月　当社常務執行役員素形材事業部長（現職） | 1,600株 |
| 9<br>独立<br>社外 | 今井（いまい） 正（ただし）<br>（昭和38年５月22日） | 昭和63年４月　新日本製鐵株式會社入社<br>平成21年４月　同社技術総括部技術総括グループリーダー<br>平成25年４月　新日鐵住金株式会社君津製鐵所製鋼部長<br>平成26年４月　同社君津製鐵所生産技術部長<br>平成26年11月　同社名古屋製鐵所生産技術部長<br>平成28年４月　同社執行役員名古屋製鐵所長（現職）<br>平成28年６月　当社取締役（現職）<br>【重要な兼職の状況】<br>新日鐵住金株式会社執行役員<br>【当社取締役に就任してからの年数】　２カ年 | 0株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 10<br>独立<br>社外 | 種村 均（たねむら ひとし）<br>（昭和23年３月27日） | 昭和46年４月　日本陶器株式会社（現　株式会社ノリタケカンパニーリミテド）入社<br>平成11年５月　同社財務部長<br>平成12年６月　同社取締役財務部長<br>平成16年４月　同社常務取締役<br>平成16年６月　同社常務取締役 Noritake Co., Inc.（米国）取締役社長<br>平成18年４月　同社専務取締役 Noritake Co., Inc.（米国）取締役社長<br>平成19年６月　同社取締役副社長<br>平成20年４月　同社代表取締役副社長<br>平成20年６月　同社代表取締役社長<br>平成25年６月　同社代表取締役会長（現職）<br>平成27年６月　当社取締役（現職）<br>【重要な兼職の状況】<br>株式会社ノリタケカンパニーリミテド代表取締役会長（平成30年６月退任予定）<br>名港海運株式会社社外取締役<br>【当社取締役に就任してからの年数】　３カ年 | 1,400株 |

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．今井正氏および種村均氏は、社外取締役候補者であります。
３．今井正氏を社外取締役候補者とした理由は、鉄鋼業界のリーディング会社の経営幹部としての幅広い見識を有しており、当社の経営に対し適切な意見をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏が現在業務執行者を務めております新日鐵住金株式会社との間に当社からの販売の取引がありますが、当社の売上高の１％未満であります。
種村均氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての幅広い見識を有しており、当社の経営に対し適切な意見をいただけるものと判断したためであります。なお、同氏が現在業務執行者を務めております株式会社ノリタケカンパニーリミテドとの間に相互に販売の取引がありますが、いずれもそれぞれの売上高の１％未満であります。
４．今井正氏と当社、種村均氏と当社との間でそれぞれ会社法第423条第１項の責任について法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約をしております。両氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されます。
５．今井正氏および種村均氏は、当社の子会社である木曽駒高原観光開発株式会社の取締役であります。
６．当社は、今井正氏および種村均氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。

## 第３号議案　　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。その候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略歴および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|
| 服部（はっとり）　豊（ゆたか）<br>（昭和15年10月19日） | 昭和42年４月　名古屋弁護士会登録、佐治法律事務所入所<br>昭和46年12月　服部豊法律事務所設立（現在に至る）<br>昭和63年４月　名古屋弁護士会副会長<br>平成17年６月　当社補欠監査役（現職） | ０株 |

（注）１．服部豊氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．服部豊氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．服部豊氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、長年の弁護士としての経験および培われた法律知識を当社の監査に活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

４．服部豊氏が監査役に就任した場合、服部豊氏と当社との間で、会社法第423条第１項の責任について法令の規定する最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結する予定です。

## 第４号議案　　役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役10名（うち社外取締役２名）および監査役３名（うち社外監査役２名）に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額7,280万円（取締役分6,420万円（うち社外取締役240万円)、監査役分860万円）を支給することといたしたいと存じます。

## 第５号議案　　当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成27年６月26日開催の当社第91期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）を導入いたしました。その後引き続き、当社は、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を一層確保し、向上させるための取り組みとして、原対応方針の内容についてさらなる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果、当社は、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針に替えて、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となるような当社の株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）を対象とする当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を引き続き導入することを、平成30年５月11日開催の当社取締役会において決定いたしました。そこで、本対応方針について株主の皆様のご承認をお願いするものです。本対応方針に係る手続の流れの概要につきましては、添付ご参考資料１をご参照ください。

本対応方針の内容につき、原対応方針からの変更点は以下のとおりです。

・大規模買付者が大規模買付ルール（下記２．（1）において定義されます。以下同じです。）に従って大規模買付行為を行う場合であっても、例外的に当社取締役会の判断に基づき対抗措置を発動できる場合を定める別紙１の内容について、より客観的で明白な類型として、いわゆる高裁四類型（別紙１（1）から（4）まで）および強圧的二段階買収（別紙１（5））の計５類型に限定し、その他を削除いたしました。また、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であっても、別紙１に掲げる場合（即ち、上記の５類型）のいずれにも該当しないときは、株主意思確認株主総会（下記３．（1）（ⅰ）②において定義されます。以下同じです。）の決議に基づく場合のみに対抗措置を発動できるものといたしました。

（注１）「特定株主グループ」とは、（ⅰ）①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の保有者（同項に規定する保有者をいい、同条第３項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）および②その共同保有者（同条第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項本文の規定に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）、ならびに、（ⅱ）①当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下別段の定めがない限り同じです。）を行う者および②その特別関係者（同条第７項に規定する特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）を意味します。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別段定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものと

します。
（注２）「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、（ⅰ）特定株主グループが当社の株券等の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下別段の定めがない限り同じです。）、または、（ⅱ）特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合（同条第８項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）の合計をいいます。なお、各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定する発行済株式の総数をいいます。）および総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定する総議決権の数をいいます。）は有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

１．本対応方針導入の目的

当社の事業は特殊鋼鋼材事業をはじめとして多岐にわたり、また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取り組みとして、企業価値向上、および、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた様々な取り組みを実施しています（当社のこれらの取り組みの具体的な内容については、事業報告「７．株式会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。）。

そのため、当社が大規模買付者から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、多岐にわたる当社の事業の状況および当社が具体的に実施している取り組みを踏まえた当社の企業価値を把握することは困難であり、株主の皆様が、当社の企業価値および大規模買付行為の提案内容を十分理解されたうえで、当該提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い、当社の事業および取り組みの内容に精通している当社取締役会の意見も含めた十分な情報が株主の皆様に対して提供されることに加え、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが必要であると考えております。

また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の観点から必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付行為の提案内容を検討した結果として、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を発動する必要があるものと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求め、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を防止するために、本対応方針を導入することを決定いたしました。

なお、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した

うえで、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保または向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。本対応方針の導入は、このような当社の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みであります。

2．大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従っていただく手続は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、(ⅰ) 大規模買付者の概要（①氏名または名称および住所または所在地、②代表者の氏名、③会社等の目的および事業の内容、④大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要、⑤国内連絡先、⑥設立準拠法)、(ⅱ) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況、(ⅲ) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要を含みます。)、ならびに、(ⅳ) 大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日[1]（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記 (1) (ⅰ) ⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（提供できない情報がある場合には、その具体的な理由を含みます。以下「大規模買付情報」といいます。）を当社に日本語で提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得たうえで合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

---

1 「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

なお、大規模買付ルールの迅速な運用が確保されるよう、大規模買付者から大規模買付意向表明書を提出していただいた日から60日（初日不算入）（以下「情報提供要請期間」といいます。）を経過しても当社が求める情報が提出されない場合には、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当社取締役会による評価・検討等を開始します。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合、または大規模買付行為の内容および態様等、大規模買付情報の提供状況等を考慮して合理的に必要であると当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、情報提供要請期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします。その際、当社取締役会は、特別委員会（下記（4）をご参照ください。以下同じです。）に対して、期間延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものとします。

大規模買付情報リストの一部には原則として、①大規模買付者およびそのグループの詳細、②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）、③買付対価の種類および金額ならびに当該金額の算定の基礎および経緯、④大規模買付行為に要する資金の調達状況および当該資金の調達先の概要ならびに関連する取引の内容、⑤大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要、⑥当社の顧客、役職員その他の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容、⑦反社会的勢力との関係に関する情報が含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容は、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得たうえで、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、すみやかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を公表いたします。また、当社は、情報提供要請期間が経過し、当社取締役会による評価・検討等を開始する場合には、すみやかにその旨を公表いたします。

（3）取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が経過した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて合理的に必要な期間（ただし、対価を金銭（円貨）のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（いずれの場合も初日不算入）とします。）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得な

がら、大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重したうえで、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的期間および当該延長の理由を、適用ある法令および金融商品取引所規則に従い、適切な時期および方法により公表いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

(4) 特別委員会の設置

本対応方針において求められる当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、３名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から取締役会が選任するものとします。

なお、本対応方針導入時の特別委員会委員の候補者および各候補者の略歴は、添付ご参考資料２に記載のとおりです。

当社取締役会は、本対応方針において特別委員会への諮問が求められている場合のほか、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

３．大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(1) 対抗措置発動の条件

（ｉ）大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

①　取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対

的買収行為とみなし、下記（iv）に定める手続に従って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①の場合のほか、当社取締役会は、（ア）大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いもしくは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または、（イ）下記（iv）に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

（ii）大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為がもっぱら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、別紙1に掲げる場合のいずれかに該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、下記（iv）に定める手続に従って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①の場合のほか、当社取締役会は、（ア）別紙1に掲げる場合のいずれかに該当し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であっても、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、（イ）別紙1に掲げる場合のいずれにも該当しないものの、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合、または、（ウ）下記（iv）に定める当社取締役会からの諮問に対して特別委員会が株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合には、株

主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

（iii）株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会の招集を決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

（iv）取締役会の判断の合理性および公正性を担保するための手続

当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。ただし、株主意思確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、かかる諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行い、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、当該勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動する際には、当社監査役全員の同意を得たうえで、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討のうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

（2）対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置は、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」とい

います。）の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は別紙２に記載のとおりといたします。

(3) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保もしくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の維持の是非について検討するものとします。特別委員会は、かかる諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置の中止または撤回を決議し、すみやかにその旨を公表いたします。

ただし、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、割当期日（別紙２第１項において定義されます。以下同じです。）に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止または撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社の株式を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社の株式を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止または撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止または撤回しないものとします。

(4) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成33年６月に開催予定の当社第97期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議し、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその

時点で廃止されるものとします。
当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従ってすみやかに公表いたします。

4．株主・投資家の皆様に与える影響

（1）本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われないため、本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

（2）本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき１個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主および投資家の皆様が保有する当社の株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式１株当たりの議決権の希釈化も生じないため、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

（3）本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、割当期日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申し込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に公表いたします。

なお、以上のほか、本対応方針に関連する事項の詳細については、当社ホームページ（https://www.daido.co.jp/ir/index.html）をご参照下さい。

以　上

（別紙１）

取締役会の判断に基づいて対抗措置を発動できる場合

（1）大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
（2）当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
（3）当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
（4）当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っており、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
（5）大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあり、それによって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以　上

（別紙２）

本新株予約権の概要

１．本新株予約権の割当総数
　本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

２．割当対象株主
　割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）１株につき１個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日
　本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類および数
　本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は１株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額
　本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

６．本新株予約権の譲渡制限
　本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者[2]、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者[3]、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者[4]（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以　上

---

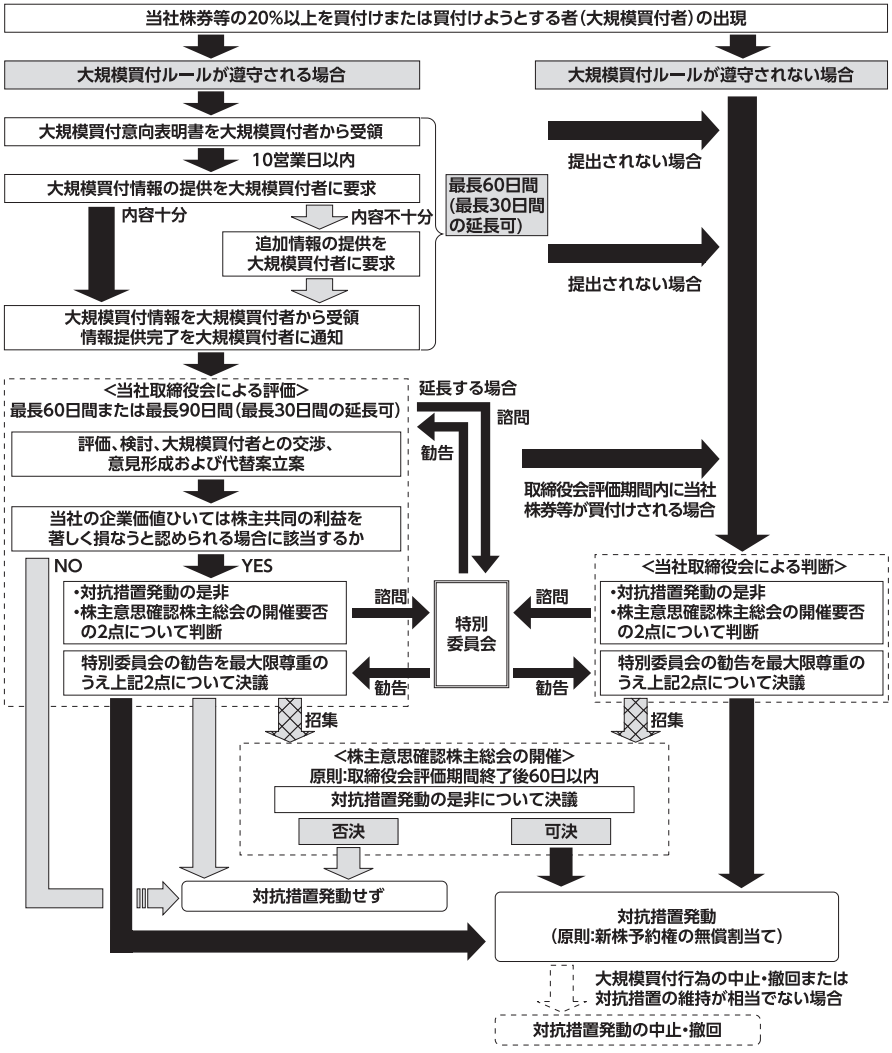
2　当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20％以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

3　公開買付け（金融商品取引法第27条の２第６項に規定する公開買付けを意味します。）によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

4　ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に規定されます。）をいいます。

(ご参考資料1)

## 本対応方針に係る手続の流れの概要




(注)このフローチャートは、本対応方針の概要を記述したものです。
本対応方針の詳細につきましては、本文をご参照ください。

以　上

（ご参考資料２）

特別委員会委員候補者の略歴

氏　名　　茶村　俊一（さむら　しゅんいち）
略　歴　　昭和44年３月　株式会社松坂屋入社
平成11年５月　同社取締役
平成12年５月　同社常務取締役
平成14年５月　同社代表取締役専務取締役
平成16年５月　同社代表取締役専務執行役員
平成18年５月　同社代表取締役社長執行役員
平成18年９月　株式会社松坂屋ホールディングス代表取締役社長
平成19年９月　Ｊ.フロント リテイリング株式会社取締役
平成22年３月　同社代表取締役社長
平成25年４月　同社代表取締役会長
平成28年５月　同社相談役（現職）

氏　名　　服部　　豊（はっとり　ゆたか）
略　歴　　昭和42年４月　名古屋弁護士会登録、佐治法律事務所入所
昭和46年12月　服部豊法律事務所設立（現在に至る）
昭和63年４月　名古屋弁護士会副会長
平成17年６月　当社補欠監査役（現職）

氏　名　　松尾　憲治（まつお　けんじ）
略　歴　　昭和48年４月　明治生命保険相互会社入社
平成13年７月　同社取締役
平成17年４月　明治安田生命保険相互会社常務取締役
平成17年12月　同社代表取締役社長
平成18年７月　同社取締役代表執行役社長
平成25年７月　同社代表執行役
平成25年７月　同社特別顧問（現職）
平成29年６月　当社社外監査役（現職）

上記委員の全員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立しており、当社との間には特別な利害関係はありません。なお、当社は、松尾憲治氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めによる独立役員に指定しております。

以　上

# インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

**1．議決権行使のお取り扱い**

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト（https://www.web54.net）をご利用いただくことによってのみ可能です。（インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となりますので、ご注意ください。）
　なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

(2) インターネットによる議決権行使は、平成30年６月26日（火曜日）午後４時までに行使されるようお願いいたします。

(3) インターネットによって、複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(4) 議決権行使書のご郵送とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(5) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

**2．パスワードのお取り扱い**

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。なお、パスワードのお電話などによるご照会には、お答えできません。

(2) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関してのみ有効です。次の株主総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

**3．お問い合わせ先**

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート
電話　0120-652-031（フリーダイヤル）
受付時間　9:00～21:00

(2) その他、ご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ．証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行株式会社　証券代行事務センター
電話　0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間　9:00～17:00　土日・休日を除く

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会場　名古屋市中区栄二丁目10番19号
名古屋商工会議所２階ホール
電話　（052）223－5620
伏見駅⑤出口から南へ徒歩約５分




UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C022915